



佐賀県公報

平成20年
1月15日
(火曜日)
第13004号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 道路の区域の変更 (一〇・道路課) 一
- 道路の供用開始 (一一・") 一
- 道路の区域の変更 (一二・") 一
- 臨港地区の区域の縦覧 (港湾課) 二

○ 告 示

●佐賀県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二十年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二十年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の幅員メートル	延長メートル
	前	後		
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巢五七七番一地从先から	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巢五七七番一地从先から	二二・〇	一〇七・〇
	武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	七・五	
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巢五七七番一地从先から	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巢五七七番一地从先から	八・八	一〇一・七
	武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	六・三	

●佐賀県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巢五七七番一地从先から 武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	平成二〇・一・一六

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二十年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町三王崎字牛王二三 二番二地先から	後	四〇・三 〃 三一・〇	一三八・〇
	小城市芦刈町三王崎字牛王二三 二番二地先から 小城市芦刈町三王崎字牛王三四 〇番二地先まで	前	四〇・一 〃 二九・八	一三八・〇

○ 公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を指定したので、同法第38条第3項の規定により、案を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該臨港地区の区域案についての変更請求書を国土交通大臣に提出することができます。

平成20年1月15日

佐賀県知事 古川 康

- 1 臨港地区の区域
唐津市肥前町星賀の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

- (1) 佐賀県土づくり本部交通政策部港湾課
- (2) 唐津土木事務所
- 3 縦覧期間
平成20年1月15日から平成20年1月29日

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年一月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷